

## 川越市ホテル等建築適正化条例の一部を改正する条例（案）等 について（概要）

### 1. 改正理由

旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）が平成30年6月15日に施行され、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、ホテル、旅館及び簡易宿所について一部屋から営業許可が取得できるようになるなど、大幅な規制緩和が図られました。

このため、「快適で良好な都市環境を形成し、併せて青少年の健全な教育環境を実現すること」を目的として、当該目的に反するホテル等の建築を抑制してまいりました川越市ホテル等建築適正化条例（昭和62年条例第24号。以下「条例」という。）について、条例の目的を遵守しつつ、改正後の旅館業法との整合を図るとともに時代の潮流に即した条例となるように条例の一部改正をしようとするものです。

条例の改正が議会で可決されましたら、条例の改正の趣旨に従い、川越市ホテル等建築適正化条例施行規則（以下「規則」という。）及び川越市ホテル等建築適正化に関する指導基準（以下「指導基準」という。）の一部を改正する予定です。

### 2. 改正内容

#### (1) ホテル等の基準の改正

- ① 玄関の位置に係る規定の見直し（条例第4条第1項第1号）  
玄関の位置について1階を示唆する文言を削除します。

理由：近年のホテル等の建築形態の多様化に対応するため。

- ② ロビー、食堂等、会議室等及び便所の設置義務に係る規制の見直し（条例第4条第1項第2号、同項第4号及び同項第5号）
  - i 簡易宿所営業についてロビー、会議室等及び食堂等の設置義務を削除します。
  - ii 旅館・ホテル営業については、会議室等の設置義務を削除します。

理由：外食産業の多様化等社会状況の変化に対応するため。

- ③ 客室、ロビー、食堂等及びフロントの数値基準に係る規制の見直し
- i 定員別の客室（床面積が15平方メートル以下である一人用の客室）が総客室数の占める割合に係る規制を削除します（条例第4条第1項第8号、規則第2条）。
  - ii 旅館・ホテル営業についてロビー、食堂等の床面積を次のとおりにします（指導基準第6条第1項第2号及び同項第4号）。
    - ・収容人員が30人以下の場合は、床面積30㎡以上
    - ・収容人員が31人以上50人以下の場合、床面積40㎡以上
    - ・収容人員が51人以上の場合、床面積50㎡以上
  - iii フロント又は帳場の受付台の数値基準（1.8m以上）を削除します（指導基準第6条第1項第1号及び同項第3号）。

理由：旅館業法の一部改正により最低客室数等の数値基準が緩和されたため。また、近年のホテル等の建築形態の多様化に対応するため。

(2) 川越市ホテル等建築審議会についての見直し

審議会の審査事項について、ホテル等の建築に係る個別の届出だけではなく、ホテル等の建築の適正化に関する重要事項についても明記します（第12条第1項）。

また、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を求めることができることとします（規則第8条第7項として新設）。

理由：本条例の目的を達成するために、ホテル等の建築の適正化に関し、重要事項を審議会の審査事項とすることにより、社会の状況に迅速に対応できるようにするため。

(3) その他所要の規定の整備